

質 問

兵庫県の手引きを確認したところ、補助の対象外の条件について以下の様に記載がありました。

「国又は地方公共団体からの他の補助金等」とは、持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金、就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援事業、その他本事業と支援内容が重複すると兵庫県知事が認めるものを示します。

今回、当法人は持続化給付金の支給を受けているので、その場合、神戸市でも上記と同様に補助の対象外になるという認識で間違いはないでしょうか。

回 答

神戸市就労継続支援B型事業所利用者支援事業については、「神戸市就労継続支援B型事業所利用者支援事業 申請の手引」（神戸市福祉局障害者支援課）をご確認ください。

手引きにおいて、

5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生産活動に係る事業の収益のうち生産活動に係る事業に必要な経費（工賃を除く）を控除した額に相当する金額を前年同月と比較した額の減少額。

ただし、対象経費のうち、国又は地方公共団体等から本補助金と同様の目的（利用者の工賃減少相当額を直接的に支援する）で他の補助金等の交付を受けている事業所については、その補助金額については補助対象から控除します。

※既に受けている補助金等が、控除すべき対象に該当するか等の判断がつかない場合は、障害者支援課 担当者まで質問票を用いて問い合わせること。

と定めております。

持続化給付金等の内容が、利用者の工賃減少額を直接的に支援（支給）されないのであれば、神戸市就労継続支援B型事業所利用者支援事業の申請は可能です。